

うきは市農業委員会第30回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年8月10日（木）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権設定）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 耕作名義人変更届について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次

2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子

3番 後藤 一善 10番 家永 学

4番 園田 忠行 12番 堀江 清成

6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘

7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

欠席委員 5番 森 和正 11番 尾花 里美

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

会長 挨拶

局長 それでは議案審議報告に移らせていただきます。
契約に基づきこれより会長の方が進行いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは早速議案審議に入りたいと思います。本日の議事録署名人を3番委員
と4番委員にお願いします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に
ついてを議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第1号-1上程)

事務局 (議案第1号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局からご説明の通り既に砂利舗装がしてあり始末書も出ております。仕方
がないということで分科会では決めております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 早速質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。
採決に入ります。議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。
それでは議案第1号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第1号-2上程)

事務局 (議案第1号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局から説明がありました通り、申請地の南側に自動車さんがありそこを見
ますと車が道路に出ております。片側半分ぐらい車がたくさん出てあり早く駐
車場が欲しいのだらうかと思います。申請地の東側は畑で西側が県道で転用に
は仕方がないということで分科会の判断でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。
それでは議案第1号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-3上程)

事務局 (議案第1号-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの申請地は東側にうどん屋さんがありそちらの駐車場で整備したいということです。2種農地ですので、転用には支障がないだろうということで分科会の意見でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 事務局と分科会長のお話の通りです。特に土日祝日に車が止められない状態ということです。近隣の方の同意も得られているので、問題ないと判断しております。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第1号-3に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-4上程)

事務局 (議案第1号-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は駐車場・グランドゴルフの敷地でしたいということです。北側が神社の境内地に設置してしまして、東側は田んぼになっておりますが現況は雑種地になっております。南側宅地で西側田んぼであります。こちらも2種農地でございます。申請の通り支障はないかと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4番 こちらの申請地は集落として取り組みされるようです。転用については問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。議案第1号-4に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 それでは担当副会長の意見を求めます。

15番 ただいま事務局からの説明の通りでございます。譲受人の方は、野菜を作りたいということです。申請地は道沿いでもありますし何とかやっていけるのじゃないかと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

16番 それでは担当が私ですので私の方から説明をさせていただきます。

場所的には道の駅と山春小学校の中間ぐらいに位置するところでちょうど国道210号線沿いになります。農地としての値段で売買をしたという話でした。譲受人は、田主丸緑地の経営をしているということです。特に問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6番 こちらの譲受人は現在植木・苗木を作っている方で、譲渡人の方が柿を作っていました。病気になる耕作できないということで、現在は抜根されております。譲受人の方は、申請地にハウスを建てて別の作物を作りたいということで、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第2号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-4上程)

事務局 (議案第2号-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10番 今事務局から説明がありました通り、隣接地の所有者の方が譲り受けたいということですので。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-5上程)

事務局 (議案第2号-5説明・朗読)

16番 それでは私が担当ですので私の説明を行います。場所は道の駅の南側のところになります。1771-1の農地に関しては、以前転用申請があった部分の近隣農地となっております。いずれはその所有者が同じ人になります。1752-2の農地は、非常に細長い農地で現所有者自体も本年から耕作をやめる農地でしたが、今回取得する方が一応水田は作っている状態のようです。特に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はいどうぞ。

14番 お尋ねでございますが売買の理由が営農拡大ということでございますが、譲受人さんの耕作面積は0ということは新規就農者か何かでしょうか？

事務局 今回の譲受人の方は、お父様が農地をたくさん持っており今回申請者自体は新しく購入するところなのですが、実質は家族経営のため新規就農には該当しないかなということですのでそのまま申請していただいております。

16番 私からも追加で説明をさせていただきます。本来家族同士であれば、家族の経営面積で言えますが住所が違い隣近所に住んでいて今回の譲受人の住所が親とは若干離れているということで、こういう形での申請になっております。

議長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 他になければ採決に入ります。

議案第2号-5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-6号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-6上程)

事務局

(議案第2号-6説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

8番

申請地は眞美野のグラウンド北側あたりにあります。現地は下草は生えておりますが、隣接する空き家を以前から購入しており周辺は柿やブドウの樹園地となっております。新規就農ではありますが譲渡人の方も81歳という高齢であり、譲受人の方は志免町在住の市外なので心配はしておりますが栗なので何とかなのではないかと思えます。私も譲受人の方は存じ上げており人柄も問題ないというふうに思っております。ご審議のほどお願い致します。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。

議案第2号-6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。推進機構を通しての売買の関係ですので一括で審議したいと思えます。

(議案第3号上程)

事務局

(議案第3号説明・朗読)

議長

質疑に入りたいと思えます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで問題なしとして市長の方へ報告いたします。

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局長

(議案第4号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。

議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで問題なしとして市長の方へ意見を申し上げます。

それでは議案が終わりましたので報告事項に行きたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

(報告1・2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印